「いじめ問題」対応フローチャート

2024年4月改定

教職員による日常的な行動観察
①外見上の変化（例：制服の汚れ、体臭）
②心理面の変化（例：表情、態度、体調不良 の愁訴、保健室への来室）
③行動等の変化（例：遅刻、欠席、一人でいることが多い）
④家庭環境の変化（例：離婚、経済状況の急変）
⑤いじめアンケート、生活ノート等の記載内容

外部からの情報提供
①生徒及び保護者
②スクールカウンセラー
③地域の方々
④関係機関

いじめが疑われる事案の発生

生徒指導部による調査
（学習等支援施設教職員と連携し、関係生徒に事情聴取）

何かございましたら、ご連絡お願いいたします。
鹿島朝日高等学校
TEL：086―726―0210
担当：生徒指導部長 寺門

「いじめ対策委員会」の開催
（生徒指導部長からの報告に基づき、校長が開催の適否を速やかに判断する。）
・調査した内容の報告と事実関係の把握
・対応方針の決定と指導体制の構築
・いじめ解消に向けた指導方針の決定
・対応部署等の決定

＜いじめ対策委員会の構成＞
校長、副校長、主幹教諭、教務部長、生徒指導部長、面接指導部長、養護教諭
※校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者（スクールカウンセラー等）を臨時に構成員とすることができる。
※いじめの有無にかかわらず、年2回程度、基本方針に基づく取り組みの計画作成と検証を行う。

《いじめであると認定された場合》
・臨時職員会議の開催（教職員間の情報共有）
・スクールカウンセラーとの協議
・被害者本人と保護者に対する説明と謝罪
・被害者に対する支援
・加害者に対する指導（生徒指導委員会の開催）
・関係生徒（友人等）に対する説明・支援

《重大事案として認定された場合》
・岡山県総務部総務学事課への報告
・外部機関（警察等）への相談
・調査組織（第三者）の設置の検討
・全校集会の開催検討
・保護者説明会の開催検討（PTA執行部との相談）
・報道対応の検討

いじめの解消の確認
・いじめ対策委員会にて検証する。
・臨時職員会議にて教職員間での情報共有を図る。
・（事案によっては）全校集会を開き、生徒への報告を実施する。
・（事案によっては）外部機関への報告・発信等を実施する。